

令和 7 年第 1 回自治推進委員会 会議次第

日時：令和 7 年 1 月 17 日（金）

午後 2 時 15 分

場所：東御市中央公民館 講 堂

市民憲章唱和

1 開 会

2 市長あいさつ

3 市議会議長あいさつ

4 自治推進委員の委嘱

5 出席者紹介

東 御 市 民 憲 章

東御市は、烏帽子、蓼科をはじめとした雄大な山並み、千曲の清流がおりなす豊かな風土と長い歴史に育まれた美しいまちです。自然の恵みをうけた郷土は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築かれました。

わたしたちは、このまちに生きることに歓びと誇りをもち、未来（あした）に輝くまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 1、自然を大切にし、環境と調和した美しいまちをつくります。
- 1、ともに支えあい、健やかで安心して暮らせるまちをつくります。
- 1、思いやりの心を持ち、子どもたちがのびやかに育つまちをつくります。
- 1、芸術や伝統に親しみ、文化の薫るまちをつくります。
- 1、活力ある産業を育み、若者がつどう豊かなまちをつくります。

6 会議事項

(1) 市の事務組織について

ア 事務組織及び職員配置について (総務課) 1 ページ

(2) 補助金等について

ア 区の長期事業計画について (地域づくり支援課) 5 ページ

イ 長期計画土木事業について (建設課) 6 ページ

ウ 市道の除雪作業に関するお願いについて (建設課) 7 ページ

エ 防犯灯の取扱いについて (生活環境課) 9 ページ

オ 土地改良補助事業について (農林課) 11 ページ

(3) 制度等について

ア 自主防災組織（消防防災班）の役割・取り組みについて (総務課) 13 ページ

イ 災害時支えあい台帳・個別避難計画の推進について (福祉課) 14 ページ

ウ 地域活動備品貸出制度について (地域づくり支援課) 15 ページ

エ 地域づくりサポーター制度について (地域づくり支援課) 16 ページ

(4) 連絡事項等について

ア 令和7年自治推進委員（区長等）へ依頼する業務等の年間予定表 (地域づくり支援課) 22 ページ

イ 市報等の文書配布について (企画振興課) 23 ページ

ウ 令和7年国勢調査の調査員推薦について (企画振興課) 24 ページ

エ 令和7年度市政運営説明会及び地域づくり懇談会の開催について (企画振興課・地域づくり支援課) 26 ページ

オ 令和7年執行予定の選挙について (選挙管理委員会) 28 ページ

カ 令和7年度人権啓発学習会開催について (人権同和政策課) 29 ページ

キ 地域役員選出における男女共同参画の推進について (人権同和政策課) 31 ページ

ク 2025雷電まつり踊り連参加のお願いについて (商工観光課) 32 ページ

ケ 市内における開発事業について (生活環境課) 33 ページ

コ 地域で取り組む環境保全活動等について (生活環境課) 36 ページ

サ 健康づくり推進員の選出について (健康推進課) 38 ページ

シ 民生委員児童委員の改選に伴う推薦のお願い (福祉課) 39 ページ

ス 農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦について (農業委員会事務局) 41 ページ

セ 東御市社会福祉協議会支部長の委嘱について (社会福祉協議会) 別紙

7 質疑・応答

8 その他

9 閉 会

○東御市自治推進委員規則

平成16年4月1日

規則第6号

(設置)

第1条 協働のまちづくりを積極的に推進するため、自治推進委員(以下「委員」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 市と住民の連絡及び協調を図ること。
- (2) 市が依頼する業務の連絡調整を図ること。
- (3) その他協働のまちづくりを推進するため必要なこと。

(委嘱)

第3条 市長は、区及び自治区の長を委員として委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、毎年1月1日から12月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 委員の招集は、市長が行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

出席者名簿

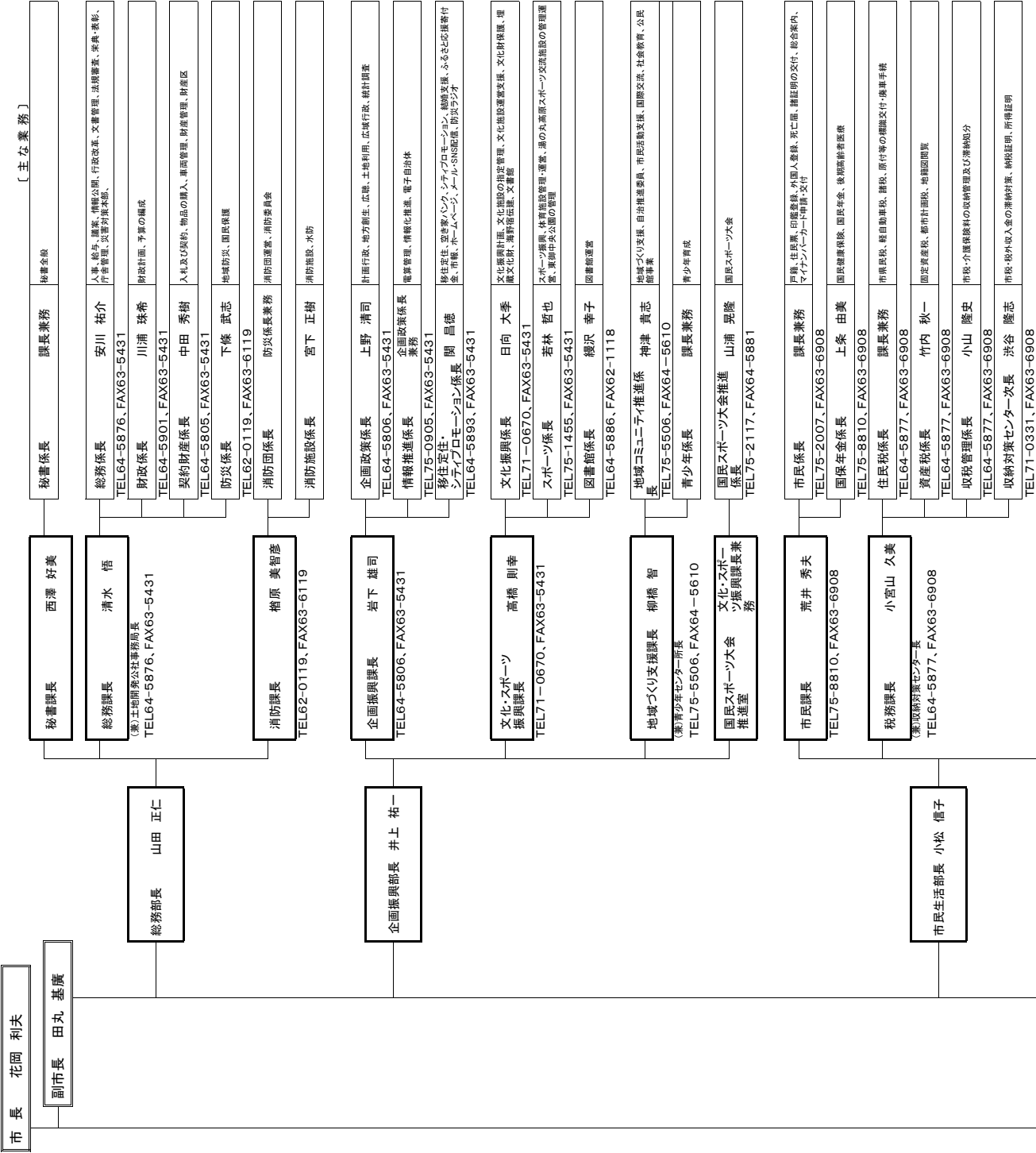
(敬称略)

地区	区 名	委員名	地区	区 名	委員名
田 中 8	加 沢	荻 原 良 弘	北 御 牧 21	上 八 重 原	赤 尾 國 生
	常 田	長 谷 川 智 暢		田 楽 平	兒 玉 敏 郎
	田 中	長 谷 川 浩 通		中 八 重 原	岩 下 久 雄
	県	錫 田 啓 二		下 八 重 原	小 宮 山 公 一
	本 海 野	松 本 義 彦		芸 術 む ら	小 林 修
	西 海 野	△ 宮 下 義 雄		白 樺	宮 澤 誠
	白 鳥 台	小 池 博 敏		切 久 保	吉 池 修
	城 ノ 前	○ 橋 爪 聖 一		八 反 田	渡 辺 守 幸
滋 野 10	赤 岩	小 池 孝 雄		本 下 之 城	田 中 健 一
	片 羽	小 林 邦 彦		田 之 尻	井 出 一 三
	桜 井	△ 市 川 孝 一		宮	柄 澤 晴 敬
	大 石	小 宮 山 聡		畔 田	小 林 郁 夫
	中 屋 敷	若 林 壮 一		御 牧 原 南 部	○ 小 林 祐 一
	別 府	草 野 澄 隆		御 牧 原 北 部	依 田 正
	原 口	小 野 澤 潤 一 郎		布 下	木 島 啓
	聖	山 岸 元 巳		常 満	田 中 秀 樹
	乙 女 平	○ 有 村 豊		島 川 原	河 野 一 男
	王 子 平	小 野 澤 康 夫		大 日 向	内 川 徹
祢 津 14	新 張	山 口 正 彦		光 ケ 丘	越 俊 六
	出 場	花 岡 欣 二		羽 毛 山	△ 渡 邊 一 之
	金 井	千 葉 安 志		牧 ケ 原	田 中 な お
	新 屋	小 林 俊 一			
	東 町	坂 口 明			
	西 宮	山 越 資 生			
	姫 子 沢	舩 田 昇 治		職 名	氏 名
	湯 の 丸	檜 原 聡		市議会議長	山 崎 康 一
	滝 の 沢	斉 藤 聖 司		同副議長	大 塚 博 文
	祢 津 南	羽 田 英		同総務産業委員長	田 中 信 寿
	伊 勢 原	○ 小 西 哉		同社会文教委員長	滝 澤 栄 一
	奈 良 原	△ 斎 藤 孝 男		市社会福祉協議会会長	横 山 好 範
	鞍 掛 自 治 区	栗 津 保 子			
	リードリーくらかけ	手 塚 優 司			
和 14	東 上 田	三 井 安 永		市長	花 岡 利 夫
	田 沢	中 村 康 弘		副市長	田 丸 基 廣
	大 川	○ 出 澤 一 則		教育長	山 口 千 春
	栗 林	竹 内 茂 直		総務部長	山 田 正 仁
	海 善 寺	△ 五十嵐 不 二 夫		企画振興部長	井 上 祐 一
	曾 根	竹 田 富 雄		市民生活部長	小 松 信 子
	東 深 井	堀 修		健康福祉部長	寺 田 嘉 彦
	西 深 井	正 村 俊 一		産業経済部長	小 林 幸 司
	西 入	竹 花 晴 夫		都市整備部長	山 邊 修
	東 入	関 邦 守		教育次長(教育部長)	深 井 芳 信
	日 向 が 丘	斉 藤 節 夫		議会事務局長	織 田 秀 雄
	海 善 寺 北	増 澤 昇		市民病院事務長	井 出 政 之
	寺 坂	西 沢 啓 太			
	睦	清 水 明 栄 子			

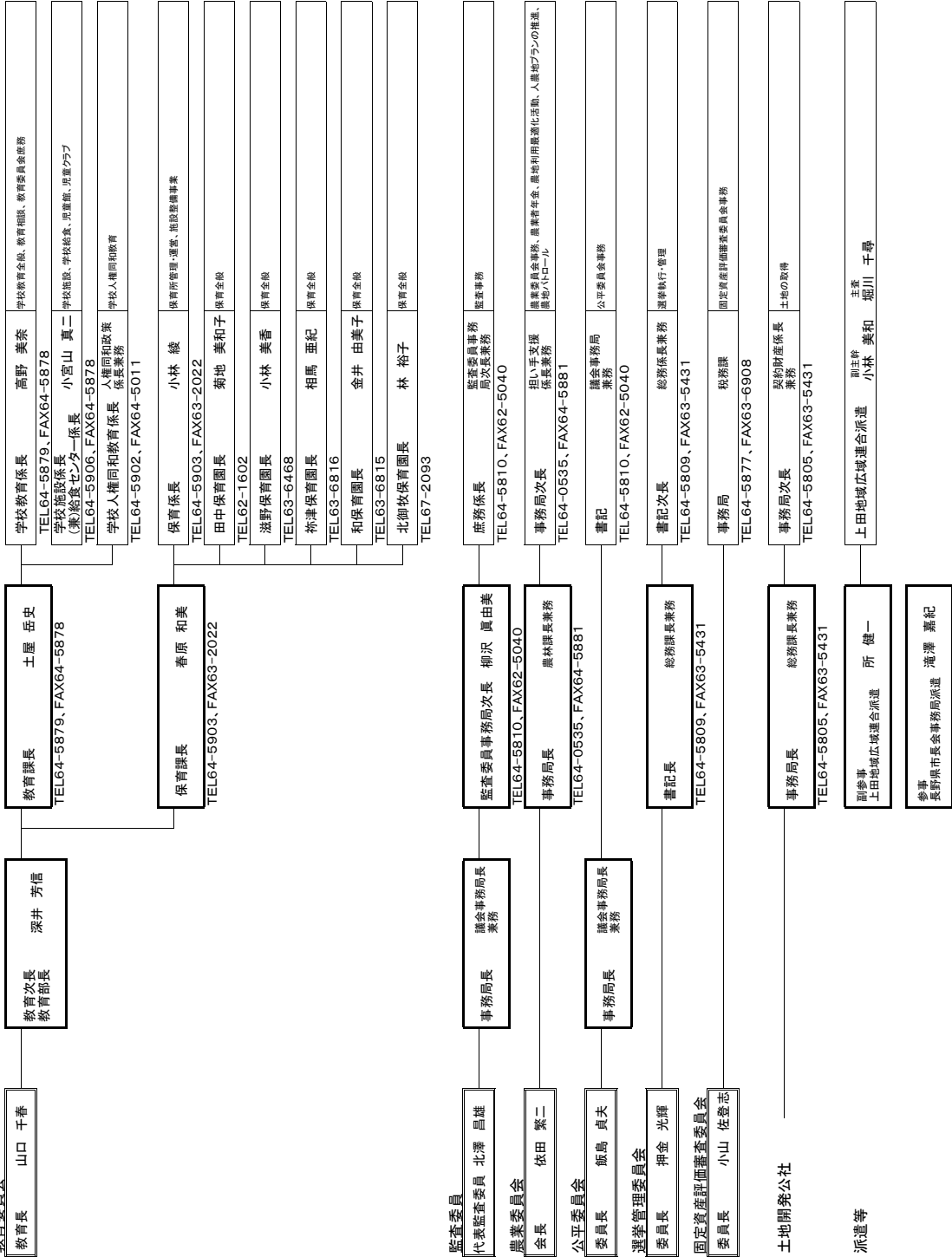
○地区区長会長 △地区副区長会長

東御市事務組織及び職員配置について(令和7年1月1日現在／係長以上)

【電話番号 62-1111(代表)】 (1)-ア
(※電話番号等の掲載の無い課・係等や担当業務が不明の場合はこちらにおかけください。)



教育委員会



(2) - ア

区の長期事業計画について

1 区の長期事業計画とは

区内の社会的な生活基盤の整備を進めるため、今後の3年間に於いて、補助金を受けて区が実施したいと考えている事業や、市に実施要望をする事業をまとめた計画です。

2 計画書の作成

昨年、区が作成し市に提出した事業計画書（前区長に写しを交付）をもとに、進捗状況の点検、見直し（ローリング作業）を行い、新たに2026年度（令和8年度）から2028年度（令和10年度）までの事業計画を作成し提出していただきます。

3 スケジュール

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
2025(R7) 事業	内示					事業実施							
2026～2028 (R8～R10) 事業計画	計画作成依頼	計画書提出	市ヒアリング			市現地調査				市予算化			内示

※毎年繰り返して事務を行います。

4 対象となる事業

計画の対象となる事業は、概ね下表のとおりです。

補助金の率や地元負担の有無の詳細を記した手引きは、4月に送付します。

区 分		事 業 の 内 容
土木工事	農林	農道の改良、農道の舗装の修繕
		農業用施設整備（用排水路・ため池・頭首工・畑かん）
		農地防災、小規模土地改良（ほ場整備・暗渠排水）
	建設	市道の改良、県道整備
		道路側溝・排水路の改修、河川整備
		カーブミラー、ガードレール整備
そ の 他	教育	公民館の増改築・耐震工事、公民館敷地の舗装等
		青少年広場整備、文化財の保護
	消防	車庫・詰所の増改築
		消火栓新設、防火水槽整備
	生活	防犯灯整備、ごみ収集場所設置（改修含む）
	他	隣接する区や、地区に関すること

5 問い合わせ 地域づくり支援課 電話 75-5506

長期計画土木事業について

1 事業の目的

安全性、機能性、また利便性などを損なっている公共土木施設を整備し、安全・安心な暮らしやすいまちづくりをしていくことを目的とします。

2 対象事業・内容

名 称	内 容
道路改良及び維持 修繕事業	・市道認定路線を 4m 以上にする工事、待避所の設置 ・市道認定路線の舗装新設・修繕
河川及び水路改修 事業	・河川及び排水路の改修・整備（用水路は除く） ・道路側溝の新設・改修
交通安全事業	カーブミラー、ガードレール、区画線、グリーンベルト の設置・修繕

3 実施手順

項目・実施時期	内 容
① ヒアリング 6 月	事業計画書を基にご要望をお聞きします。ヒアリングまでに事業計画書の作成をお願いします。なお、ご要望箇所については 必要最小限 をお願いします。
② 現地立会い 10～11 月頃	上位要望箇所にて現地立会いをお願いします。要望の詳細および、現地状況を確認させていただきます。
③ 工事箇所内示 翌年度 4 月	工事の実施が決定した区に実施箇所をご連絡します。
④ 工事 翌年度 5～3 月	年度内に工事が完了するよう順次発注していきます。工事は市が発注します。用地など区内の調整をお願いします。

4 特記事項

- ・ 当該年度における工事費は、1 箇所につき 300 万円以内となります。区の工事費負担はございません。
- ・ 現地立会いでは、優先順位の高い箇所を各区 1、2 箇所を確認させていただきます。
- ・ 例年、数多くの事業を要望していただいておりますが、全てのご要望にお答えできないことから、土木事業については再度精査していただき、優先順位の高い箇所のみ必要最小限とさせていただきますのでご理解ご協力をお願いいたします。
- ・ 用地買収が必要となる事業は、予め地権者に用地の提供（ご協力及び相続等の処理）が可能か確認をお願いいたします。事業計画書には用地の了解が得られた箇所を記載してください。
- ・ 土地の買収単価や物件補償額につきましては、市の基準により算定いたします。

5 問い合わせ

建設課 土木係 電話：64-5917

(2)－ウ

市道の除雪作業等について

1 除雪について

(1) 市が行う除雪

概ね積雪 8 cm 以上で対応し、通勤、通学、バス運行の時間帯までにできる限り作業を完了し、道路利用者の交通確保に努めます。

市内の幹線道路の除雪 → 市内業者等により実施

(2) 区が行う除雪

概ね積雪 10cm 以上で対応し、区が選定した生活に密着した集落内道路(生活道路)の安全を確保するものです。

生活道路の除雪 → 区が契約した業者(個人を含む)等により実施

「東御市生活道路除雪事業補助金」について

区は業者と、生活道路の除雪委託契約を結び、市はその除雪費用に対し補助を行っています。

補助額 = 区が除雪作業に要した委託費用(実績額)の 1/2

今年度申請されている区へは、補助金請求の際に提出していただく書類(実績報告書等)を区長あて 2～3 月頃に送付しますので、令和 6 年度実績の整理をお願いします。補助金の支払いは令和 7 年 5 月頃を予定しています。

2 融雪剤散布について

(1) 市が行う融雪剤散布

気象状況、路面状況等から、路面凍結の発生が予想される場合に対応し、道路利用者の交通確保に努めます。

市内の幹線道路 → 市内業者等により実施

(2) 区が行う融雪剤散布

集落内道路(凍りやすい箇所) → 区が実施

1 回あたり 5 袋(1 袋 25kg)を限度として融雪剤を配布します。なお、気象条件などにより、配布袋数やその頻度を調整させていただくことがあります。

●融雪剤配布手順

配布場所： 東御市役所別館および北御牧庁舎

連絡先： 建設課管理係 電話：6 4－5 8 9 2

北御牧庁舎 電話：6 7－1 0 1 0

- ・自治推進委員(区長)は、ご希望する配布場所の連絡先へ必要数と希望日時を連絡し、直接取りにお越しく下さい。当日は職員がご案内しますので窓口でお声掛けください。取りに来て頂く方は自治推進委員(区長)でなくても構いません。

- ・休日の配布は東御市役所本館宿直窓口で対応します。ご一報の上、市役所西口へお越しください。（電話：62-1111）

3 砂ポストの活用について

道路勾配が急で凍結の恐れがある箇所には、市道脇に「砂ポスト」が各所設置してありますのでご活用ください。

4 小型除雪機・除雪板等の購入補助制度について

市では、区の小型除雪機等の購入に対し補助制度を設けています。

（「東御市小型除雪機等購入補助金交付要綱」参照）

希望のある区は早めに連絡をお願いします。

- （1）小型除雪機の入補助 → 購入費の1/2（限度額 15万円）
（自走式のロータリー等）
- （2）除雪板等の購入補助 → 購入費の1/2（限度額 15万円）
（トラクター、軽トラック前面に装着する除雪板等）
- （3）小型除雪機等の修繕補助 → 修繕費の1/2（限度額 5万円）

5 アスファルト合材の配布について

市では、道路パトロールや、市民の皆様に寄せていただく情報により、市道の傷みや破損箇所をアスファルト合材にて補修対応しています。

また、道路の補修に関しご協力いただける区へ合材を配布しています。1回あたり3袋（1袋30kg）を目安として合材を配布していますので、建設課管理係までお問い合わせください。

6 問い合わせ

建設課 管理係 電話：64-5892

(2)－工

防犯灯の取扱いについて

1 防犯灯の管理区分

(1) 区分

- ・区内（集落内）防犯灯→区
- ・集落間の防犯灯→市

(2) 管理内容

点検等の日常管理、電気料金及び修繕・新設等の費用負担

※修繕、新設等については、下記のとおり防犯灯設置事業補助金を活用できます。

2 防犯灯設置事業補助金について

(1) 補助金の対象となるもの（事業費が 10,000 円以上のものに限りします。）

- ① 内示となった区の長期事業計画ヒアリングに基づく事業要望箇所。
（原則として新設の場合は付近 50m 以内に他の防犯灯が無いこと。）
- ② 緊急的に設置や修繕が必要であると認められるもの。

(2) 補助率

補助対象		補助率	補助限度額	
LED 防犯灯	(1) 新設、移転、修繕、照明器具の撤去、 蛍光灯等から LED 灯への更新	1/2	1 基に つき	15,000 円
	(2) (1)に防犯灯柱の工事を伴うもの (新設、移設、修繕)			50,000 円
防犯灯柱の撤去（照明器具が設置されている柱を含む）				25,000 円

(3) 補助金の申請から交付までの流れ

①施工業者選定・見積依頼

複数基の修繕等を行う場合、1 基ごとの金額がわかる見積書をご用意ください。

②補助金等交付申請書の提出（工事前）

【添付書類】見積書、設置位置図（住宅地図、略図）、防犯灯の製品カタログ等
→市で書類の受付・審査後、補助金等交付決定通知を送付します。

③発注・着工（補助交付決定後）

※事前着工の場合は補助対象外となります。

④実績報告書の提出（工事完了後）

【添付書類】領収書（写し）、設置前後の写真

→市で書類の受付・審査後、補助金等確定通知を送付します。

⑤補助金等交付請求書の提出

→確定した補助金額をお支払いします。

（４）その他

- ・長期事業計画以外の緊急性のある防犯灯修繕等については、担当課へ事前にご相談ください。
- ・球切れ等不具合のある区内防犯灯は、お早めの修繕をお願いします。
- ・定期的に区内防犯灯柱の腐食等の不具合を確認し、倒壊等の事故が起きないようにお願いします。
- ・集落間防犯灯（市管理）で不具合等のある場合は担当課へご連絡ください。

３ 問い合わせ

生活環境課生活安全係（庁舎本館１階） 電話：６４－５８９６

(2)-才

土地改良補助事業について

1 事業の概要

農業基盤を整備して農業生産の向上を図るため、区や土地改良区、水利組合等が事業主体となって行う農業用施設及び農地を対象とする土地改良事業に対して、補助金の交付を行っています。

2 補助金交付対象事業

事業の種類	採択基準		補助率
農業用排水施設整備事業	農業用排水施設（畑地かんがいを含む。）の新設、改良又は整備に要する経費		65%以内
農道整備事業	一定の計画に基づいて行う農道の新設又は改良事業に要する経費（用地費については別に定める額の範囲内とする）	幅員 4m 以上	70%以内
		幅員 2.5m 以上 4m 未満	55%以内
農道舗装事業	農道舗装に要する経費	幅員 1.8m 以上	70%以内
原材料支給事業	原材料（資材）に要する経費	生コン、碎石等	70%以内

※補助金の対象となる事業は、1件の事業費が5万円以上、上限額は300万円です。

※上記以外に農地防災事業及び災害復旧事業、小規模土地改良事業があります。

※農道的に使用していても市道認定されている場合は、本補助金の交付対象とはなりません。（対象道路の確認は、その都度農林課又は建設課にお尋ねください。）

3 事務手続きについて

下表黒枠太線部が本年の自治推進委員（区長）の皆様にお問い合わせの箇所です。

	①R6 年度工事	②R7 年度工事	③R8 年度以降工事
ヒアリング	R5 年 6 月	R6 年 6 月	R7 年 6 月以降
内内示	R5 年 12 月	R6 年 12 月	R7 年 12 月以降
内示、工事	R6 年 4 月～R7 年 3 月	R7 年 4 月～R8 年 3 月	R8 年 4 月以降

① R6 年度工事

R6 年 4 月に内示を出した工事です。完了していない工事がある場合は、3 月までに工事を完了するよう進めてください。（事務手続きは、「②R7 年度工事」を参照してください。）

② R7 年度工事

(1) 実施箇所の内内示（12 月）と内示（4 月）

12 月に内内示を出し、その後 4 月に改めて内示を出し実施計画箇所の書類一式を郵送します。

【書類：補助金等交付申請書、補助事業等実績報告書、市単土地改良事業補助金請求書】

(2) 施工業者の選定・補助金等交付申請書の提出

- ア 区で施工業者を選定し、計画図等の作成、工事費の見積りを施工業者に依頼してください。
- イ 事業効果が最大となるよう、工事の開始時期（工期）は各区で決定してください。
- ウ 工事開始前（着工1ヵ月前を目安）に補助金等交付申請書に添付書類を添えて提出してください。【添付書類：位置図、現況写真、計画図、見積書の写】

(3) 工事の着手

市から補助金交付決定通知書が届きましたら、区と施工業者で契約を締結し着工してください。また、工事を進めていく中で、工事内容の変更等により事業費の増減がある場合は、早めに農林課耕地林務係へご相談ください。

(4) 補助事業等実績報告書の提出

工事が完了しましたら、添付書類を添えて補助事業等実績報告書を提出してください。

【添付書類：位置図、工事写真、出来型展開図、請求書の写、領収書の写】

(5) しゅん工検査

工事のしゅん工検査を行います。自治推進委員（区長）さんの立会いをお願いします。

しゅん工検査に合格しましたら、市単土地改良事業補助金請求書に振込先を記入し、通帳の写しを添えて提出してください。

(6) 補助金の振込

後日、補助金の振り込みを行いますので、ご確認をお願いします。

なお、施工業者への支払いは区（発注者）からお願いします。

※工事が年内に完了しない場合、上記（4）以降の手続きは翌年の自治推進委員（区長）さんをお願いすることになりますので引継ぎをお願いいたします。

③ R8 年度以降工事

(1) ヒアリング調査（6月）

次年度以降に区で計画する市単土地改良補助事業の要望についてお聴きします。

区内で十分協議を行い、事業の優先順位を付けてヒアリングに臨んでください。

(2) 現地確認（10月～11月）

各区の優先順位が高い箇所について、自治推進委員（区長）さんと一緒に現地確認させていただきます。

(3) 実施箇所の内内示（12月）

現地確認の結果を基に、工事内容、緊急性、必要性等を考慮し精査のうえ、内内示通知書を郵送します。

4 問い合わせ

農林課耕地林務係（庁舎別館2階） 電話：64－5898

(3)－ア

自主防災組織（消防防災班）の役割・取り組みについて

1 自主防災組織について（配布資料：自主防災組織【各区消防防災班】活動マニュアル参照）

① 自主防災組織とは（マニュアル：1ページ）

自主防災組織とは、日頃から1年間をとおして、災害等が発生したときに自主的に防災活動を行う組織のことです。

② 自主防災組織の役割（マニュアル：2ページ）

日頃の安全点検や訓練の実施、災害時には避難所の運営や初期消火、救助・救護などの重要な役割を担っていただきます。※活動内容は、マニュアル4ページを参照

③ 性別等に配慮した避難所運営（マニュアル：3ページ）

④ 各種訓練の実施（マニュアル：5～7ページ）

様々な災害に対応するための各種訓練に取り組んでください。

・令和2年度長野県総合防災訓練DVDの確認（R3年1月に全区に配布。）

東御市で行われた県の防災訓練の様子を収めたDVDです。避難訓練の取り組みの参考としてご活用ください。

・ハザードマップの引き継ぎ

区長、副区長、会計の3役に個別配布していますので、引継ぎを受けてください。紛失の場合はお渡ししますので、事務局までご連絡ください。

⑤ 要配慮者への支援（マニュアル：7～8ページ）

高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など災害時に弱い立場に置かれる要配慮者の皆さんを支援する体制にご協力ください。

⑥ 消防団との連携（マニュアル：9ページ）

消防団と連携し、防災訓練をはじめ地域防災力の向上に取り組んでいただきます。

⑦ 災害情報の収集・伝達・共有（マニュアル：10～11ページ）

災害に関する各種情報について、QRコードによりスマホへの入手をお願いします。

2 令和7年度 市防災訓練について

今年度は、8月31日（日）を予定していますのでご協力をお願いします。

3 地域防災マップ作成の取り組み

ハザードマップのデータを使い、災害や危険箇所等を入れた区独自の防災マップを作成できます（県事業で実施）。作成希望のある区は事務局までご相談ください。

【作成実績：本海野区・西海野区・白鳥台区・大日向区・島川原区】

■マップ作成の流れ

①事前講習会 ⇒ ②住民懇談会（地域の危険箇所や安全な避難方法の話し合いの実施）⇒ ③作成 ⇒ ④地域へ周知 ⇒ ⑤マップを用いた訓練の実施

問い合わせ先

総務課 防災係（東御消防署内） 電話：62-1111（内線1196）

災害時支えあい台帳・個別避難計画の推進について

台風の接近などにより災害のおそれがある場合、要配慮者（高齢者や障がい者等で、自力での避難が困難で援助を必要とする方）にとって区の皆さんは心強い存在です。

市と社会福祉協議会では、要配慮者が安全・迅速に避難できるよう、「災害時支えあい台帳・支えあいマップ」「個別避難計画」の作成を進めています。

令和7年度においても引き続き個別避難計画の整備を推進しますので、災害発生時に備え、災害時支えあい台帳、個別避難計画等の作成、更新について、ご協力をお願いします。

1 災害時支えあい台帳、個別避難計画について

項 目	災害時支えあい台帳	個別避難計画
概要	災害発生時や災害のおそれが高まった時の避難に備えて、要配慮者を登録する台帳 (参考) 支えあいマップは、災害時支えあい台帳に登録した要配慮者の自宅を表示した地図	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが特に困難な方を対象に作成する避難支援のための計画
作成主体	区 (社会福祉協議会が取組みを支援)	市福祉課 (災害対策基本法に基づく)
対象者の把握等	本人や家族の申し出	ケアマネジャー等福祉専門職が把握し、本人の同意を得て市が作成
支援者の調整	区	区の協力
台帳等の保管	区 (任意で関係機関へ提出)	原本は市で保管し、対象者本人・区・支援者・福祉専門職が写しを保管
災害時の活用	区や地域住民・支援者による災害発生直後の安否確認	区・支援者・福祉専門職による情報共有、安否確認
その他	台帳の作成にあたっては、社会福祉協議会の助成金の対象となります（1回に限り3年間助成等、一部条件があります）。	支えあい台帳と個別避難計画の対象者が重複する場合、個別避難計画は支えあい台帳の補完情報として活用ください。

<今後の予定>

4月～5月：各地区区長会にて詳細な説明を行います。

6月中旬頃：各区長期計画ヒアリングの際に要配慮者のいる区を対象に要配慮者の同意済みの「東御市個別避難計画及び災害時避難行動要支援者名簿登録申請書」を配布します。

7月～11月：各区でご相談のうえ、要配慮者に対する地域支援者を選出していただき、福祉課へ提出をお願いします。

2 問い合わせ

- | | | |
|---------------------|------------|------------|
| (1) 個別避難計画に関すること | 福祉課 福祉推進係 | 電話：64－8888 |
| (2) 災害時支えあい台帳に関すること | 東御市社会福祉協議会 | 電話：62－4455 |

(3)－ウ

地域活動備品貸出制度について

1 備品貸出制度

市では、区または公共的活動を行う団体等が、地域の活性化に資する活動や、道路・河川の清掃、草刈り作業、不法投棄物処理等の作業を行うにあたり、トラックや備品の貸出しを行っています。

2 貸出備品

備品項目	貸出数量	使用内容
軽トラック	1	作業全般
軽トラックダンプ式（建設課）	1	作業全般
刈払機	10	草刈作業
チェンソー	2	支障木伐採処理
脚立	2	支障木伐採処理
高枝切機（エンジン式）	2	支障木伐採処理
高枝バサミ	2	支障木伐採処理
小型一輪車	5	土木・グラウンド整備作業
土木用鉄レイキ	5	土木・グラウンド整備作業
エンジンポンプ	1	花壇等散水
小型管理機	1	花壇等管理
プロジェクター	1	地域づくり活動
スクリーン	1	地域づくり活動
ポータブルアンプ	1	地域づくり活動

※機械類等の燃料は使用団体の負担になります。

3 貸出対象者

市内において公共的活動を行う区・自治区及び公益法人またはこれに準ずる団体です。

4 申込方法

貸出しを受けようとする日の1ヶ月前から7日前までに、所定の申請書類を提出してください。※公用車貸出の場合は運転免許証のコピーが必要です。車両はマニュアル車のため、安全に運転できる方を運転者としてください。

5 問い合わせ

地域づくり支援課（中央公民館2階） 電話：75－5506

地域づくりサポーター制度について

1 地域づくりサポーター制度

市では、地区・区が行う地域づくり活動を支援し、地域の活性化及び協働のまちづくりを進めるため、市職員を地区・区支援担当者（サポーター）として任命しています。

2 サポーターによる支援

サポーターは、次の事項を支援します。

- ① 市と地区・区の連絡、調整
- ② 地区・区の問題、課題の解決策の検討
- ③ 地区・区が行う地域づくり活動の企画、実践

【支援事例】

- ・市の補助金等の制度に対する情報提供、担当窓口との連絡調整
（申請書の作成や具体的な調整事務を行うものではありません。）
- ・各種事業に関する予算措置状況についての担当課との連絡調整
- ・自治活動、地域づくり活動への助言と情報提供
- ・区の長期事業計画の検討会等への参加
（ただし、区の会計や庶務など、区役員の事務を手伝うものではありません。）

3 活用方法

- (1) サポーターの支援を必要とする場合は、地域づくり支援室または担当サポーターに依頼内容を伝えてください。
- (2) サポーターは、依頼内容に応じて、コミュニティ活動に対する情報提供や担当窓口との調整等の支援をします。

4 サポーター名簿

次ページ以降の地域づくりサポーター名簿をご覧ください。

5 問い合わせ

地域づくり支援課（中央公民館 2 階） 電話：75－5506

令和6年度地域づくりサポーター 名簿(田中地区)

任期：令和6年4月17日～令和7年3月31日

地区サポーター

役 職	氏 名	所属課	所属係
地区リーダー	柳橋 智	地域づくり支援課	
地区サポーター	中村 昌彦	生活環境課	
地区サポーター	西澤 好美	秘書課	
地区サポーター	正村 宣広	人権同和政策課	

※「地区サポーター」は、市職員も地域の担い手であるという意識の向上を図るため、地域づくり協議会の活動（夏祭り、運動会、文化祭、懇談会、広報など）を支援するとともに、職員の活動参加を促進する。

区サポーター

区 名	氏 名	所属課	所属係
加 沢	山崎 直樹	商工観光課	
常 田	塩入 卓也	子ども家庭支援課	子ども家庭支援係
田 中	池田 恵子	人権同和政策課	人権同和政策係
県	日向 大季	文化・スポーツ振興課	文化振興係
本海野	若林 奈々	文化・スポーツ振興課	スポーツ係
西海野	重田 雄一	農林課	
白鳥台	中田 秀樹	総務課	契約財産係
城ノ前	鮫名 星児	建設課	管理係

※「区サポーター」は、区ごとに原則1名とし、区と市とのパイプ役として、連絡、相談、調整を担う。

令和6年度地域づくりサポーター 名簿(滋野地区)

任期：令和6年4月17日～令和7年3月31日

地区サポーター

役 職	氏 名	所属課	所属係
地区リーダー	若林 哲也	文化・スポーツ振興課	スポーツ係
地区サポーター	下條 武志	総務課	防災係
地区サポーター	岩下 美代子	会計課	出納係
地区サポーター	土屋 佐知子	子ども家庭支援課	子ども政策係
地区サポーター	中澤 公哉	福祉課	福祉推進係

※「地区サポーター」は、市職員も地域の担い手であるという意識の向上を図るため、地域づくり協議会の活動（夏祭り、運動会、文化祭、懇談会、広報など）を支援するとともに、職員の活動参加を促進する。

区サポーター

区 名	氏 名	所属課	所属係
赤 岩	佐藤 一弥	農業委員会事務局	
片 羽	廣瀬 優	建設課	土木係
桜 井	佐藤 和歩	市民課	国保年金係
大 石	長岡 宏樹	総務課	総務係
中 屋 敷	唐澤 真崇	生活環境課	ゼロカーボン推進係
別 府	小川原 いずみ	商工観光課	商工労政係
原 口	小川原 徹	秘書課	秘書係
聖	水間 源	企画振興課	情報推進係
乙 女 平	小宮山 旺弥	商工観光課	観光係
王 子 平	依田 竜之介	文化・スポーツ振興課	文化振興係

※「区サポーター」は、区ごとに原則1名とし、区と市とのパイプ役として、連絡、相談、調整を担う。

令和6年度地域づくりサポーター 名簿(祢津地区)

任期：令和6年4月17日～令和7年3月31日

地区サポーター

役 職	氏 名	所属課	所属係
地区リーダー	花岡 清一	生活環境課	クリーンリサイクル係
地区サポーター	小森 忠久	地域づくり支援課	地域コミュニティ推進係
地区サポーター	関 昌徳	企画振興課	移住定住・シティプロモーション係
地区サポーター	神津 貴志	地域づくり支援課	地域コミュニティ推進係

※「地区サポーター」は、市職員も地域の担い手であるという意識の向上を図るため、地域づくり協議会の活動（夏祭り、運動会、文化祭、懇談会、広報など）を支援するとともに、職員の活動参加を促進する。

区サポーター

区 名	氏 名	所属課	所属係
新 張	神津 貴志	地域づくり支援課	地域コミュニティ推進係
出 場	笠井 昌鷹	健康推進課	保健地域医療係
金 井	神津 貴志	地域づくり支援課	地域コミュニティ推進係
新 屋	白石 隆宏	総務課	契約財産係
東 町	堀口 さやか	人権同和政策課	人権同和政策係
西 宮	戸堀 一真	建設課	住宅係
姫 子 沢	藤澤 亜希	総務課	契約財産係
湯 の 丸	堀 涼佳	農林課	担い手支援係
滝 の 沢	鈴木 優	農林課	担い手支援係
祢 津 南	春原 萌奈	地域づくり支援課	地域コミュニティ推進係
伊 勢 原	翠川 達也	福祉課	福祉推進係
奈 良 原	花岡 峻哉	農林課	農産物振興係
鞍掛自治区	相場 みゆき	文化・スポーツ振興課	図書館係
リ・ドリーくらかけ	上原 渉	税務課	住民税係

※「区サポーター」は、区ごとに原則1名とし、区と市とのパイプ役として、連絡、相談、調整を担う。

令和6年度地域づくりサポーター 名簿(和地区)

任期：令和6年4月17日～令和7年3月31日

地区サポーター

役 職	氏 名	所属課	所属係
地区リーダー	上原 代夫	会計課	
地区サポーター	柳沢 真由美	議会事務局	
地区サポーター	小宮山 久美	税務課	
地区サポーター	荒井 秀夫	市民課	

※「地区サポーター」は、市職員も地域の担い手であるという意識の向上を図るため、地域づくり協議会の活動（夏祭り、運動会、文化祭、懇談会、広報など）を支援するとともに、職員の活動参加を促進する。

区サポーター

区 名	氏 名	所属課	所属係
東 上 田	上野 清司	企画振興課	企画政策係
田 沢	原田 純平	生活環境課	ゼロカーボン推進係
大 川	山田 敬昌	農林課	耕地林務係
栗 林	堀内 和樹	企画振興課	情報推進係
海 善 寺	上野 堅弥	文化・スポーツ振興課	スポーツ係
曾 根	山崎 柚紀	文化・スポーツ振興課	スポーツ係
東 深 井	所 洋一	建設課	都市計画係
西 深 井	横山 弘樹	福祉課	福祉援護係
西 入	竹花 文利	企画振興課	移住定住・シティプロモーション係
東 入	荒井 克弥	税務課	収納管理係
日向が丘	竹内 直弘	生活環境課	クリーンリサイクル係
海善寺北	清水 悟	総務課	
寺 坂	大塚 伸吾	総務課	財政係
睦	本田 浩樹	建設課	住宅係

※「区サポーター」は、区ごとに原則1名とし、区と市とのパイプ役として、連絡、相談、調整を担う。

令和6年度地域づくりサポーター 名簿(北御牧地区)

任期：令和6年4月17日～令和7年3月31日

地区サポーター

役 職	氏 名	所属課	所属係
地区リーダー	武井 淳一	健康推進課	
地区サポーター	岩下 雄司	企画振興課	
地区サポーター	掛川 一郎	福祉課	
地区サポーター	大塚 明成	市民病院	庶務係
地区サポーター	大塚 伸夫	農林課	農政係

※「地区サポーター」は、市職員も地域の担い手であるという意識の向上を図るため、地域づくり協議会の活動（夏祭り、運動会、文化祭、懇談会、広報など）を支援するとともに、職員の活動参加を促進する。

区サポーター

区 名	氏 名	所属課	所属係
上八重原	増田 賢一郎	税務課	資産税係
田 楽 平	安原 武志	商工観光課	商工労政係
中八重原	村山 希	福祉課	福祉援護係
下八重原	小宮山 真二	教育課	学校施設係
芸術むら	笹井 政孝	税務課	住民税係
白 樺	赤川 悠	保育課	保育係
切 久 保	土屋 素樹	地域づくり支援課	地域コミュニティ推進係
八 反 田	渡邊 広征	建設課	管理係
本下之城	田中 洋城	生活環境課	ゼロカーボン推進係
田 之 尻	廣田 潤一	国民スポーツ大会推進室	国民スポーツ大会推進係
宮	渡邊 恵美子	福祉課	福祉援護係
畔 田	小松 祐基	地域づくり支援課	地域コミュニティ推進係
御牧原南部	加藤 さゆり	健康推進課	保健地域医療係
御牧原北部	土屋 素樹	地域づくり支援課	地域コミュニティ推進係
布 下	塚田 粧子	教育課	学校教育係
常 満	小山 博志	人権同和政策課	人権同和政策係
島 川 原	小山 隆史	税務課	収納管理係
大 日 向	小宮山 勇偉	子ども家庭支援課	子ども家庭支援係
光 ケ 丘	矢口 由紀子	生活環境課	クリーンリサイクル係
羽 毛 山	山浦 翔	総務課	総務係
牧 ケ 原	井出 貴博	商工観光課	商工労政係

※「区サポーター」は、区ごとに原則1名とし、区と市とのパイプ役として、連絡、相談、調整を担う。

令和7年自治推進委員(区長等)へ依頼する業務等の年間予定表

1 年間予定表

この年間予定表は、自治推進委員のみなさん(区長会長及び区長)に依頼する主な業務等をお示しし、予めご承知をお願いするためのものです。

時期	業務内容	内容	区長会長	区長	担当課
毎月	配布物の依頼	配布		●	企画振興課
1 月	「自治推進委員会」への出席	出席	●	●	地域づくり支援課
	「消防防災班」の編成及び活動計画の提出依頼	提出		●	総務課
	「福祉運営委員」の選出	推薦		●	社会福祉協議会
	「防犯指導員」「環境推進委員」の推薦	推薦		●	生活環境課
2 月	「健康づくり推進員」の選出	推薦		●	健康推進課
	公園等遊具の日常点検講習会	出席		関係区	建設課
4 月	「区長期計画」の策定と取りまとめ	取りまとめ		●	地域づくり支援課
	「民生委員児童委員」の推薦	推薦		●	福祉課
5 月	自主防災組織交付金申請書・請求書の提出	提出		●	総務課
	「雷電まつり」参加可否、参加者の取りまとめ	取りまとめ		●	商工観光課
	「国勢調査」調査員の推薦	推薦		関係区	企画振興課
	「市政運営説明会」への出席	集会	●	●	企画振興課
6 月	人権啓発学習会	出席		祢津地区	人権同和政策課
	「区長期計画ヒアリング」への出席	出席		●	地域づくり支援課
	「まちをきれいにする月間」に伴う活動の実施	実施		●	生活環境課
7 月	「社協会費」の取りまとめ	取りまとめ		●	社会福祉協議会
	人権啓発学習会	出席		北御牧地区(一部)	人権同和政策課
8 月	「雷電まつり」への参加	参加		参加区	商工観光課
	第82回国民スポーツ大会東御市準備委員会総会	出席	●		国民スポーツ大会推進室
	「地域づくり懇談会」での議題の取りまとめ	取りまとめ	●	●	地域づくり支援課
	「市防災訓練」への参加(8/31予定)	参加		●	総務課
9 月	「農業委員・農地利用最適化推進委員」の推薦	推薦		●	農業委員会事務局
10 月	人権啓発学習会	出席		田中地区	人権同和政策課
	「地域づくり懇談会」への出席	出席	●	●	地域づくり支援課
	「赤い羽根共同募金」の取りまとめ	取りまとめ		●	社会福祉協議会
11 月	「自治推進委員会」への出席	出席		●	地域づくり支援課
12 月	自主防災組織交付金実績報告書の提出	提出		●	総務課
選挙時	「投票管理者・同職務代理人・立会人」の推薦	推薦		●	選挙管理委員会
随時	区境の調整業務	立ち合い等		●	地域づくり支援課
	工事等に伴う説明会、用地交渉及び現場立ち会い	連絡調整		●	建設課
	消火栓・貯水槽工事、警鐘楼修繕等の立会、連絡調整	連絡調整		該当区	消防課
	条例に基づく開発事業届出に対する事業計画確認及び同意	連絡調整		該当区	生活環境課
	個別避難計画の作成(地域支援者の選出)	提出		該当区	福祉課

(4)－イ

市報等の文書配布について

1 配布物

市報とうみ、議会だより、市関係団体の会報他

2 令和7年の文書等お届け日（予定）

下記の期日の午後に各区広報配布担当者（支区長等）へお届けします。

2月号	1／31（金）	8月号	8／1（金）
3月号	2／28（金）	9月号	9／1（月）
4月号	4／1（火）	10月号	10／1（水）
5月号	5／1（木）	11月号	10／31（金）
6月号	5／30（金）	12月号	12／1（月）
7月号	7／1（火）	1月号	12／19（金）

原則1日が配布日になりますが、1日が土日・祝日の場合、直前の開庁日に配布となります（4月号除く）。新年1月号は年末年始を挟むため、12月19日（金）に配布となります。

東御市民カレンダーの配布が別途あります。（3月上旬予定）

3 市報等受領専用箱の設置

「受領箱」は、玄関先など、分かりやすく、雨が当たらない場所へ設置してください。

受領箱は、区長・支区長等（希望者）への貸与物品です。役員交代に伴い、後任者へ引継ぎをお願いします。前任者が受領箱を貸与されていなかった場合は、下記まで連絡をお願いします。

※市報等受領専用箱写真



4 配布部数の変更の連絡

配布部数に変更が生じた場合は、下記まで連絡をお願いします。

5 問い合わせ

企画振興課移住定住・シティプロモーション係（庁舎本館2階）

電話：64－5893

(4)－ウ

令和7年国勢調査の調査員推薦について

平素より、各種統計調査に格別のご支援ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査が実施されます。この調査は国内に居住するすべての人を対象とする国の最も重要な調査です。

本調査の重要性をご理解いただき、実施について特段のご協力をお願いするとともに、自治推進委員様におかれましては、国勢調査員として適任の方のご推薦を賜りますようお願い申し上げます。

調査の概要	
実 施 主 体	総務省統計局
調 査 目 的	統計法に基づいて、国内の人や世帯の実態を把握し、各種行政施策やその他の基礎資料を得ることを目的とします。
調 査 員 推 薦 数	東御市全体で140人程度となる見込みです。区ごと推薦者数は異なります。
推 薦 依 頼	令和7年5月頃に、市から自治推進委員様あて推薦依頼（調査区域図付き）を郵送させていただきますので、候補者の推薦をお願いいたします。
推 薦 期 間	令和7年5月～7月頃予定
推 薦 基 準	① 責任をもって調査事務を遂行できる方 ② 原則として20歳以上で健康な方 ③ 秘密の保護に信頼をおける方 ④ 選挙・警察に直接関係のない方 ⑤ 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方
調査員の身分等	総務大臣から任命される非常勤の国家公務員となります。任期は令和7年8月下旬から10月下旬の2か月間になる予定です。
調査員活動期間	令和7年8月下旬～10月下旬
調査員の主な業務	① 調査員説明会の出席、調査区域の確認（8月下旬～9月中旬） ② 調査区域内の世帯へ調査票の配布・回収（9月下旬～10月中旬） ③ 未提出世帯への提出依頼、関係書類を市へ提出、（10月中下旬）など
調 査 員 報 酬	国の基準に基づいて報酬が支払われます。実際に調査した世帯数などにより額が増減します。 ① 1調査区担当 概ね50世帯の目安 約34,000円 ② 2調査区担当 概ね100世帯の目安 約68,000円
そ の 他	① <u>調査区域は、国の規定上、どうしても区・支区等のエリアをまたがってしまう場所があります。あらかじめご了承ください。</u> ② 前回、令和2年調査時の区ごと調査員推薦者数は別紙のとおりです。参考としてご覧ください。

ご不明な点などがございましたら、以下へお問い合わせください。

企画振興課企画政策係（市役所本館2階） 電話：64－5806（直通）

【別紙／参考】

前回（令和２年国勢調査）の調査員推薦者数各区内訳表

以下の表は、前回調査時の調査員推薦者数の各区内訳です。参考としてご覧ください。
 なお、令和７年５月頃に、担当範囲の地図を添付した調査員推薦依頼を郵送でお送りしますので、誠にお手数をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

地区	区	推薦人数	備考	
田中	県	4		
	常田	9		
	城ノ前	2		
	本海野	6		
	白鳥台	2		
	西海野	3		
	加沢	8		
	田中	7		
	計	41		
滋野	原口	4	聖含む	
	別府	1		
	乙女平	5		
	大石	5		
	王子平	1		
	中屋敷	2		
	赤岩	1		
	片羽	4		
	桜井	3		
	計	26		
祢津	伊勢原	2		
	姫子沢	1		
	西宮	2		
	東町	5		滝の沢含む
	祢津南	1		
	新屋	3		
	奈良原	1		
	新張	5		
	出場	2		
	金井	3		
	計	25		

地区	区	推薦人数	備考	
和	西深井	1		
	東深井	1		
	曾根	5		
	海善寺北	2		
	海善寺	2		
	東上田	5		
	日向が丘	3		
	栗林	2		
	田沢	2		
	大川	2		
	西入	1		東入含む
計	26			
北御牧	羽毛山	1		
	牧ヶ原	1		
	大日向	1		
	光ヶ丘	1		
	島川原	1		
	布下	2		
	常満	1		
	御牧原北部	2		
	御牧原南部	1		
	畔田	1		
	宮	1		田之尻含む
	八反田	1		本下之城含む
	切久保	1		
	中八重原	1		
	上八重原	3		
	芸術むら	1		下八重原含む
	下八重原	3		
	計	23		

5地区合計 141人

令和7年度市政運営説明会及び地域づくり懇談会の開催について

1 市政運営説明会

(1) 目的

市民の皆さんに東御市の市政方針やまちづくりの指針である第3次東御市総合計画前期基本計画に紐づく令和7年度重点事業について理解を深めていただくことで、市政への積極的な参加による協働のまちづくりを推進することを目的とします。

(2) 主催

東御市

(3) 開催日時及び会場（予定）

5月中旬 午後6時30分～7時30分 市内5地区公民館・コミュニティーセンター

(4) 参加者（予定）

地区：区長、地域づくり協議会役員、地区在住市議会議員、一般市民

市：市長、副市長、教育長、部長、関係課長、地域づくりサポーター

(5) 説明会の流れ（予定）

時間	項目	内容
18:30	開会	出席者紹介・市長あいさつ等
18:45	市政方針について	市政方針・重点事業について説明を行います。 重点事業（説明ビデオ上映）
19:20	その他	
19:30	閉会	

2 地域づくり懇談会

(1) 目的

地域と市が、地域課題を理解・共有し、それぞれが、地域ビジョンの推進、実現に向けて何を行えば良いかを考え、より良い協働関係を築いていくことを目的とします。

(2) 主催

東御市・地域づくり協議会・区長会

(3) 開催日時及び会場（予定）

10月中旬 午後6時30分～8時00分 市内5地区公民館・コミュニティーセンター

(4) 参加者（予定）

地区：区長、地域づくり協議会役員、地区在住市議会議員、各地区一般参加者

市：市長、副市長、教育長、部長、関係課長、地域づくりサポーター

(5) 懇談会の流れ（予定）

時間	項目	内容
18：30	開会	出席者紹介・市長あいさつ等
18：45	懇談	地域ビジョンから抽出した地域の課題に沿った要望・提案等に対する懇談を行います。
20：00	閉会	

3 問い合わせ

企画振興課企画政策係（庁舎本館2階）電話：64－5806

地域づくり支援課（中央公民館2階）電話：75－5506

令和7年執行予定の選挙について

令和7年は、次のとおり選挙執行が予定されていますので、ご多用のところ恐れ入りますが、選挙執行にご協力をいただきますよう、よろしくお願いします。

1 令和7年執行予定の選挙

選挙名	任期満了	公示日	投票日	期日前投票期間
参議院議員通常選挙	令和7年 7月28日	未定	未定	投票日前 16日間

※ 立候補者が選挙すべき人数を超えない場合は、無投票となります。

※ 衆議院が解散した場合は、解散の日から40日以内に衆議院議員総選挙が執行されます。

2 依頼事項

次の事項を、文書等により依頼させていただきます。

(1) 投票管理者等の推薦について

投票の管理・立会を行う方の推薦をお願いします（27投票所）。

- ・投票管理者…各投票所に1名
- ・投票管理者職務代理人…各投票所に1名
- ・投票立会人…投票所の選挙人数により1～4名程度

※ 区からの事務従事時間軽減の要望を踏まえ、投票管理者等を半日交代で行うことも可能です。

※ 複数の区で一つの投票所を設けている場合は、該当区で調整をお願いするようになります。

(2) 公民館の借用について

公民館を投票所として使わせていただいている区については、投票前日と当日の借用をお願いします。

3 問い合わせ

東御市選挙管理委員会事務局（庁舎本館2階・総務課内）電話：64-5809

(4)－力

令和7年度 人権啓発学習会開催について

市では、全ての人が尊重されるまちを目指し、地域での人権同和教育の推進をしていくために人権啓発学習会を開催しています。

様々な人権問題に一人ひとりが関心を持ち、正しい理解とより深い認識を持っていただくことが偏見や差別をなくすことにつながります。

より多くの区民の皆さんに人権に関する学習の機会を持っていただくため、下記のとおり計画いたしました。

1 開催日と開催地区（予定） 「開催時間：19:00 ～ 20:30」

学習会は、2年に一度各区で開催しています。令和7年度は、田中地区、祢津地区、北御牧地区（上八重原区～宮区）で開催します。（令和8年度は、滋野地区、和地区、北御牧地区（畔田区～牧ヶ原区）を予定しています。）

開催日については、改めてお知らせします。

【6月】祢津地区

開催区	会場
新張（横堰含む）、出場、金井、新屋、東町・滝の沢、西宮、姫子沢、祢津南、伊勢原、奈良原・湯の丸、鞍掛自治区・リードリーくらかけ	各区公民館 （一部複数区で開催）

【7月】北御牧地区

開催区	会場
上八重原、田楽平、中八重原、下八重原、芸術むら、白樺、切久保、八反田、本下之城、田之尻、宮	各区公民館

【10月】田中地区

開催区	会場
加沢、常田、田中、県、本海野、西海野、白鳥台、城ノ前	各区公民館

2 開催方法

区及び分館が中心となって、映画観賞と話し合いを主とした学習会を開催していただきます。

3 事前打ち合わせ

学習会をより有意義なものにするため、開催していただく概ね1か月前に、人権同和政策課と担当の人権同和教育指導委員がお伺いし、区役員・分館役員・PTA役員を対象とした事前打ち合わせを行います。

4 参加者への周知

開催日の1か月前に各区の分館長にご依頼します。お手数をおかけしますが、分館役員等と連携をとっていただき、大勢の区民の皆さまに参加いただきますようご協力をお願いします。

5 問い合わせ

人権同和政策課 人権同和政策係（東部人権啓発センター内） Tel：64－5902

(4)－キ

地域役員選出における男女共同参画の推進について

市では、社会のあらゆる場における方針の立案や決定に、男女が共同して参画する機会が確保されるよう、男女共同参画推進条例及び同基本計画を策定し、個別の施策を展開する中で推進を図っているところです。

基本計画では、区の運営に男女が協力して携われるよう地域役員における女性参画割合を20%にすることを目標としていますが、現状は下記のグラフの通りです。

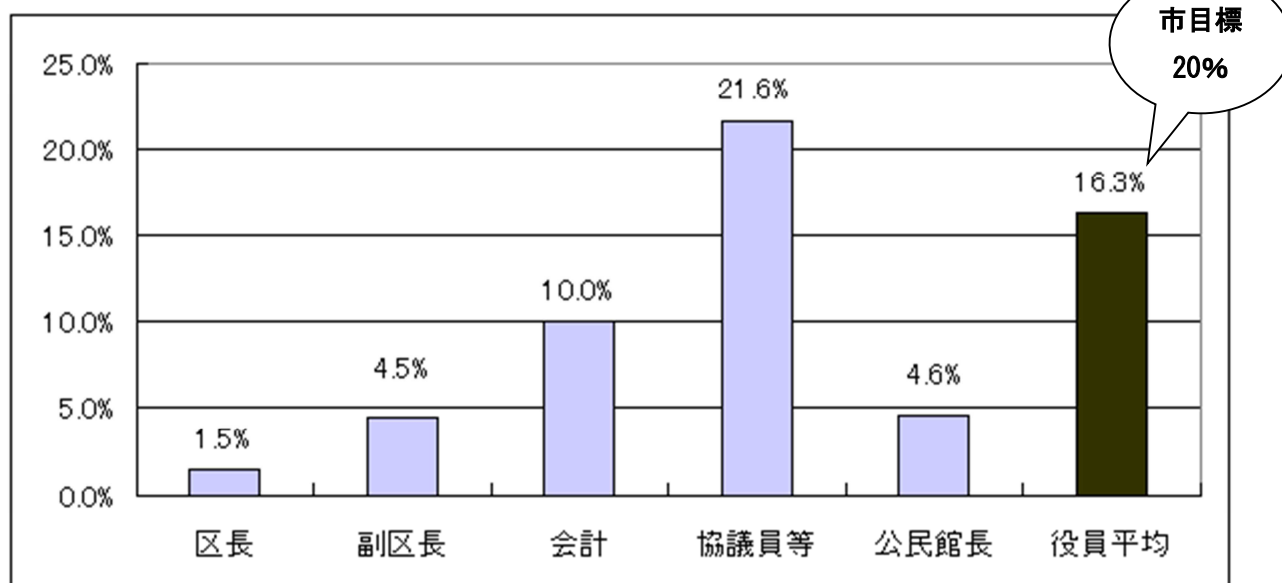
つきましては、地域役員選出の際には、性別を理由として役員を固定的に分けることのないよう、ご配慮とご協力をお願いいたします。

1 市からのお願い

女性の参画を促すため区長会や地域づくりの会等に、資料提供や相談をさせていただきます。

また、男女共同参画に係る東御市生涯学習出前講座もありますので区の役員会時等にご利用ください。

参考 令和6年地域役員の女性参画率



2 問い合わせ

人権同和政策課男女共同参画係（東部人権啓発センター内）電話：64-5902

2025 雷電まつり踊り連参加のお願いについて

1 雷電まつりについて

雷電まつりは「市民の総参加・総和楽」の精神の下、地域住民のふれあいを育むことを目的として例年8月の第一土曜日に開催しております。

本年（2025年）は、例年通りの日程ですと**8月2日（土）が開催予定日**となります。つきましては、今後のスケジュール等を、次のとおりご案内させていただきますので、ご配慮をお願いいたします。

2 今後のスケジュール等（予定）

(1) 開催日等について

5月中旬までに「開催日」「開催方針」などを決定し、ご案内させていただく予定です。

(2) 参加申し込みについて

開催日等決定次第、各区へ「参加のご案内」、「参加申込書」などをお送りしますので、参加申込書に参加の有無や参加人数等を記入していただき、申込期限（6月中旬）までに提出してください。

※事務局からの申込書送付から申込期限までの期間が短くなっておりますので、各区におきましては事前に踊り連参加の可否をご相談ください。

(3) 踊り講習会について

7月上旬より、東御市第一体育館及び北御牧ふれあい体育館において「踊り講習会」を全4回開催いたします。日程の詳細は、参加申込書の送付に併せてご案内いたしますので、多くの皆様のご参加をお願いいたします。（踊りインストラクターの各区への派遣は行っておりません。）

(4) その他

ア 今年も例年どおり特別賞を用意する予定です。

イ その他、詳細については、下記までお問い合わせください。

3 問い合わせ先

商工観光課 商工労政係（庁舎別館4階）

TEL 0268-64-5895

FAX 0268-64-5881



雷電まつりキャラクター「らいどん」

(4)－ケ

市内における開発事業について

1 開発事業に係る届出について

「東御市環境をよくする条例」では、市内における開発事業（工場建設や分譲地造成等）について、市への届出を義務付けています。

事業者は事業着手前に、計画地における区等の長及び利害関係を有する区、並びに周辺利害関係者に対し、事業計画を説明するとともに、計画の確認または同意を得たことがわかる書面を届出書に添付することとしています。

※太陽光発電施設については判断基準を記した「太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気事業）設置に関するガイドライン」を市ホームページに掲載していますのでご確認ください。

2 区等の対応について

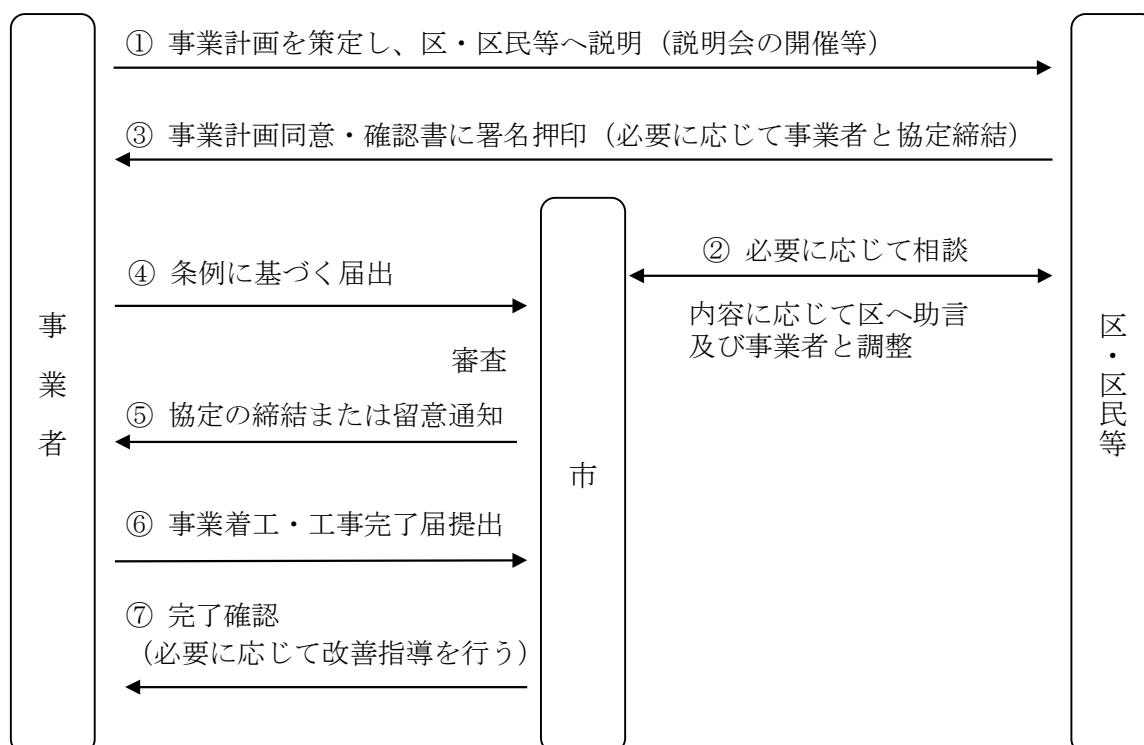
事業者から開発事業を行いたいと申出や相談があった場合、別紙「開発事業計画における確認項目の例示」等を参考に事業計画の確認をお願いします。

また、事業内容に応じて事業者に対し、説明会の開催を要請することができます。

内容に問題がなければ、事業計画同意・確認書（市様式）に署名押印をお願いします。どのように対応すればよいか迷う場合は、市生活環境課へご相談ください。

3 開発事業の計画から完了までの流れ

事業の計画から完了までの流れは下図のとおりです。



<解説>

① 事業計画を策定し、区・区民等へ説明（説明会の開催等）【事業者→区・区民等】

⇒事業者は事業計画を区・区民等へ説明します。

区は事業内容に応じて、事業者に対し説明会の開催を要請することができます。

② 必要に応じて相談【区・区民等→市】

⇒判断に迷う場合は市へ相談してください。

市は内容を伺い、区へ助言、事業者との調整等を行います。

③ 事業計画同意・確認書に署名押印【区・区民等→事業者】

⇒区・区民等は、問題がなければ事業計画同意・確認書に署名押印してください。

必要に応じて区と事業者間で協定を締結することをご検討ください。

④ 条例に基づく届出【事業者→市】

⇒事業者は着工 60 日前までに市へ、東御市環境をよくする条例に基づく届出をします。

⑤ 協定の締結または留意通知【市→事業者】

⇒市は各種基準と届出内容を照合し、問題なければ市と事業者間で協定締結または留意事項を通知します。

⑥ 事業着工・工事完了届提出【事業者→市】

⇒事業者は事業を着工し、完了後には完了届を提出します。

⑦ 完了確認（必要に応じて改善指導を行う）【市→事業者】

⇒市は、事業者からの完了届受理後に完了確認を行い、届出内容と相違がある場合は事業者へ改善を指導します。

4 問い合わせ

生活環境課（庁舎本館 1 階） 電話：6 4－5 8 9 6

【別紙】

開発事業計画における確認項目の例示

確認項目	チェック
●事業者、施工業者が明確か？ (例 ・ 名称、住所、連絡先等は明示されているか？ 等)	☐
●隣地及び周辺に災害の危険はないか？ (例 ・ 計画地付近の特性（土砂崩れが多い箇所等）を踏まえ、安全対策を十分に講じているか？ 等)	☐
●工事中または事業運営中の安全対策はどうか？ (例 ・ 容易に工事現場へ立ち入れないようになっているか？ 等)	☐
●雨水排水処理は地域特性（土質等）を踏まえた計画か？ また、放流する場合は流末まで適切に処理できる計画か？ (例 ・ 地下浸透または放流で隣地に影響が出ないか？ 等)	☐
●工事日程は無理のない計画になっているか？ (例 ・ あまりにも短期間または長期間の工事ではないか？ 等)	☐
●緊急時の体制や対応は問題ないか？ (例 ・ 緊急時にはすぐ駆けつけられる体制であるか？ ・ 緊急連絡先が明示されているか？ 等)	☐
●ごみステーションはどこのものを使用するか？ (例 ・ 新設するのか既設のものを使用するのか？ ・ 独自にごみステーションを設け、自身で処理を行うか？ 等)	☐
●区として事業者等に遵守させる事項を伝え、必要に応じ協定を締結しているか？ (例 ・ 道路保護及び事故防止のため、農道、通学路を使用しない ・ 夜間の工事はしない ・ 区費の納入やごみ当番について ・ 定期的な草刈りや区内一斉清掃の協力について 等)	☐
●事業により影響を及ぼすおそれのある区及び区民（周辺利害関係者）との合意形成が図られているか？ (例 ・ 計画に反対の区民はいるか？反対の理由は何か？ ・ 反対の区民に対して事業者の対応はどうか？ 等)	☐
●区役員または区民への説明は行ったか？ (例 ・ 評議委員会等につけ、計画を区民へ知らせたか？ 等) <u>※事業内容に応じて事業者等へ説明会の開催を要請してください。</u>	☐
●説明会での区民等の意見は、最終計画に反映されているか？ (例 ・ 区民等の意見、要望に対し、真摯に対応したか？ 等)	☐

※本確認項目は一例です。区の実情に応じて確認項目を加除してください。

地域で取り組む環境保全活動等について

「東御市環境をよくする条例」では、市民が健康で快適な生活を営むことができるよう市民・事業者・市の責務を定め、それぞれ協力し、環境保全に取り組むこととしています。

自治推進委員（区長）及び環境推進委員長の皆様には、この１年、地域が主体的に行う環境保全活動等のリーダーとして、実情に応じた環境美化の推進をお願いします。

1 「東御市まちをきれいにする月間」について

市では６月の「環境月間」を「東御市まちをきれいにする月間」と位置づけ、全市的な環境保全活動を展開します。一人でも多くの方の参加にご協力をお願いします。

2 特定外来生物（植物）の駆除について

市内各所でアレチウリなどの特定外来植物の繁茂が目立っており、これらの植物は在来種を駆逐し、地域本来の美しい自然環境を乱すとともに、景観の悪化や交通の支障等を招きます。**各区における駆除にご協力をお願いします。**駆除方法につきましては別途ご通知いたします。

なお、駆除に対する相談窓口や費用に対する補助金等ございますので、下記の部署へお問い合わせください。

項目	内容	担当部署
アレチウリなどの特定外来植物駆除全体に対する相談	●特定外来植物の駆除についてお困り事がありましたら、生活環境課へご相談ください。なお、駆除にあたって、次のとおり支援をしておりますので、ご利用ください。 ①アレチウリ駆除研修の実施 ②外来植物駆除用除草剤の支給、噴霧器の貸出	生活環境課 (庁舎本館１階) 電話：６４－５８９６
市道・県道等における特定外来植物等に対する相談	●支障となる特定外来植物や立木等がございましたら、建設課へご相談ください。 ①主な集落間の市道について、定期的に除草し、通行に支障となる倒木処理や除草は随時対応しています。 ②県道と国道については、管理する建設事務所等へ対応を依頼します。	建設課 (庁舎別館２階) 電話：６４－５８９２
地域美化活動に対する交付金	●市民と行政の協働による美しいまちづくりを推進するため、公有地（生活道路や通学路等）の清掃、草刈り、枝払い等、美化・維持活動を、地域づくり協議	地域づくり支援課 (中央公民館２階) 電話：７５－５５０６

	会や PTA などの市民活動団体が自主的に 行う場合、活動に要する経費に対し て、交付金を交付します。(※区が実施す る場合は新たな場所に限る) ●また、環境保全活動等に対して、刈払 機、軽トラック等を貸出しています。	
--	---	--

3 ごみの不法投棄、違法な野焼き（野外焼却）の防止

ごみの不法投棄と違法な野焼きは、個人のモラルが問われる問題ですが、区内でごみの分別と出し方のルールを再確認するとともに、不法投棄と違法な野焼きに対し「市民全員が監視者」となり、きれいなまちをめざしましょう。

不法投棄への対応について

悪質で事件性の高い不法投棄は、市及び警察で調査をしますので、現場には手を付けずに、市生活環境課まで通報してください。
 なお、投棄者不明の場合は土地所有者による処理が原則です。
 土地所有者等が不明の場合は市へご相談ください。



野焼き禁止の例外について

農業を営む上でやむを得ない野焼きや軽微な落ち葉焚きなどは
 野焼き禁止規定の例外ですが、住宅の近くでは燃やさない、
近所で洗濯物を干している時は燃やさない、隣近所に一声かける、
迷惑がかかったらすぐに消火する等、周囲への配慮を周知願います。



4 問い合わせ

生活環境課生活安全係（庁舎本館 1 階） 電話：6 4－5 8 9 6

健康づくり推進員の選出について

1 健康づくり推進員の役割及び活動内容

「自らの健康は自らつくる」意識の醸成と、区内及び地区内における健康増進の推進役として次の活動を担っていただきます。

(1) 健康づくりについての学習

- ・全体研修会（年2回）、市外研修等への参加
- ・地域づくり協議会との共催による研修会等の企画及び参加

(2) 学習内容を家族や区内及び地域内に広める活動

- ・健康づくり推進員の活動内容の紹介や地域で開催する教室等のご案内
- ・各区における健康教室や学習会の開催
- ・特定健診やがん検診の受診勧奨の声かけ

(3) 市の保健事業への協力

- ・結核検診（胸部レントゲン）受付補助等

2 選出人数 区代表推進員 1名

※「東御市健康づくり推進員」に委嘱させていただきます。

3 任期および期間

- (1) 任期：原則として2年間（区の実情に応じ異なります）
- (2) 委嘱期間：4月1日～翌年3月31日

4 推進員の届出

委嘱書交付式を4月に実施するため、選出された区代表推進員を別紙「届出書」によりご連絡願います。届出書は、2月18日(火)までに健康推進課へご提出ください。

5 その他

- (1) 区代表推進員の選出が困難な場合は、健康推進課までご一報をお願いします。
- (2) 区代表推進員のほかにも区の推進員が必要な場合は、実情に応じて必要人数を選任してください。区推進員については、後日区代表推進員より名簿を提出いただく予定です。
- (3) 新旧推進員の引継ぎについてもご配慮願います。
- (4) 推進員選出にあたっては、男女共同参画推進条例及び同基本計画の主旨に基づき、性別を理由として役員を固定的に分けることのないようご配慮をお願いいたします。

*参考：令和6年度 地区別健康づくり推進員の男女比率の状況

	田中	滋野	祢津	和	北御牧	合計
男性	22.0%	21.7%	9.1%	21.8%	40.0%	22.8%
女性	78.0%	78.3%	90.9%	78.2%	60.0%	77.2%

5 問い合わせ・提出先

健康推進課健康増進係 電話：0268-64-8883 FAX：0268-64-8880

電子メール：kenko-suishin@city.tomi.nagano.jp

(4)－シ

民生委員児童委員の改選に伴う推薦のお願い

本年は、任期満了による３年に一度の民生委員児童委員の改選が全国一斉に行われる年であり、下記の日程で民生委員児童委員候補者を各区から推薦していただく予定でおります。

正式な依頼は、４月に改めて行いますので、よろしくお願いいたします。

記

１ 推薦日程（予定）

４月 中旬 自治推進委員へ民生委員児童委員推薦を依頼（市⇒自治推進委員）

６月 中旬 市へ推薦書提出（自治推進委員⇒市）

７月 上旬 東御市民生委員児童委員推薦会により、候補者を確認

７月 中旬 候補者へ推薦内諾書を発送（市⇒民生委員児童委員候補者）

７月 下旬 候補者から市へ内諾書を提出（民生委員児童委員候補者⇒市）

８月 上旬 東御市としての民生委員児童委員推薦書を県へ提出

２ 任期

2025（令和 7）年 12 月 1 日から 2028（令和 10）年 11 月 30 日までの 3 年間

３ 民生委員児童委員の職務

- ・ 地区住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておくこと。
- ・ 援助を必要とする方がその方の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ・ 援助を必要とする方へ福祉サービス等の情報提供その他の援助を行うこと。
- ・ 社会福祉事業者や施設等と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ・ 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- ・ 児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

４ 民生委員児童委員の活動内容

- ・ 福祉サービスの情報提供
担当地域世帯への福祉・介護・医療等の福祉サービス等の照会等。
- ・ 住民の生活状態の把握
独居高齢者・２人暮らし高齢者等の訪問及び安否確認。

- ・ 自立生活の相談・援助
援助を必要とする者が自立した日常生活を営むことができるように助言、その他の援助を行う。
- ・ 市役所、社会福祉協議会への業務協力
福祉関係の調査、配布物等の依頼。
- ・ 行事等の参加
保育園、小学校、中学校行事への参加。懇談会への出席。

5 推薦に当たっての基本方針

(1) 推薦基準

社会福祉に対する理解と熱意があることはもちろんのこと、地域の実情に精通し、活発な行動力と柔軟な指導力を期待できる方を推薦してください。

(2) 年齢基準

東御市市議会議員選挙の投票権を有しており、健康に問題のない方。

(3) その他

- ・ 同じ区内に2人以上の民生委員児童委員がいる場合は、全員の改選（交代）とならないようご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・ 区ごとに事情があると思いますが、再任の方向で、現民生委員と相談しながら選任を進めていただきますようお願いいたします。

6 問い合わせ

東御市民生児童委員協議会事務局

東御市 健康福祉部 福祉課 福祉推進係（東御市総合福祉センター内）

電話：64－8888

(4)－ス

農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦について

農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」といいます。）の任期が 2026 年 3 月 31 日で満了となるため、新しい委員の推薦につきましてご協力をお願いします。

1 農業委員・推進委員の推薦について

（１）農業委員を推薦する際の要件

農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方

（２）推進委員を推薦する際の要件

推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方

（３）認定農業者等の登用（農業委員のみ）

①法律の規定により、農業委員に認定農業者等又は、認定農業者等に準ずる者を登用することが必要となります。認定農業者等とは、認定農業者である個人又は認定農業者である法人の業務を執行する役員又は当該法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する方をいいます。認定農業者等に準ずる者とは、認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族や認定農業者等であった方等をいいます。

②地区からの認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の選出人数（予定）

地区名	田中地区	滋野地区	祢津地区	和地区	北御牧地区
選出人数	0	1	1	1	2

※上記に掲げた選出人数を上回っても問題はありません。

2 農業委員及び推進委員の任期について

（１）農業委員任期：2026 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 3 年間

（２）推進委員任期：委嘱日から 2029 年 3 月 31 日（委嘱日は、2026 年 4 月初旬を予定）

3 今後のスケジュールについて（予定）

期 日	内 容
2025（令和 7）年 4 月中旬	各地区区長会において詳細説明及び打合せ
2025 年 9 月初旬～9 月下旬	農業委員及び推進委員の推薦・募集期間 （担当地区からの推薦期間）
2025 年 10 月中旬～10 月下旬	委員の候補者が定数を超えた場合等に選考委員会等を開催して候補者を決定する
2025 年 12 月上旬～12 月下旬	農業委員の任命にあたり市議会の同意を得る
2026 年 4 月 1 日	農業委員の任命
2026 年 4 月初旬	推進委員の委嘱

4 地区からの農業委員及び推進委員の選出について

地区名	担当地区	現在の委員	委員の推薦人数		
			農業委員数	推進委員数	計
田 中 地 区	加沢	推進委員 上原敦夫（加沢）	2	1	3
	常田・田中・県・ 城ノ前	農業委員 保科正行（常田）			
	本海野・西海野・白鳥台	農業委員 小野高男（本海野）			
滋 野 地 区	赤岩・片羽・中屋敷	（認定農業者等） 農業委員 田口千秋（赤岩）	2	1	3
	桜井・大石・乙女平・ 王子平	推進委員 五十嵐秀人（桜井）			
	原口・別府・聖	農業委員 小野澤文利（原口）			
祢 津 地 区	新張・湯の丸・滝の沢・ 奈良原	（認定農業者等） 農業委員 檜原龍太郎（新張）	3	1	4
	西宮・姫子沢・新屋	農業委員 舩田寿夫（姫子沢）			
	東町・祢津南・伊勢原	農業委員 北沢秀則（東町）			
	金井・出場・鞍掛自治区・ リトリーくらかけ	推進委員 伊藤 茂（出場）			
和 地 区	東上田・寺坂	推進委員 白石文生（東上田）	3	1	4
	田沢・西入・東入	農業委員 田中 章（田沢）			
	栗林・大川・東深井・ 西深井	農業委員 武舎和久（栗林）			
	海善寺・曾根・日向が丘・ 海善寺北・睦	農業委員 杉田修司（海善寺）			
北 御 牧 地 区	上八重原・田楽平・白水平	農業委員 山田貴司（上八）	6	1	7
	中八重原・芸術むら	（認定農業者等） 農業委員 柳澤大作（中八）			
	下八重原・白樺	（認定農業者等） 農業委員 笹平民男（下八）			
	切久保・八反田・大日向・ 光ヶ丘	農業委員 比田井尚良（八反田）			
	本下之城・田之尻・宮・ 畔田	（認定農業者等） 農業委員 井出藤男（田之尻）			
	布下・常満・島川原・ 羽毛山・牧ヶ原	推進委員 大塚和信（羽毛山）			
	御牧原北部・御牧原南部	農業委員 小宮山信幸（北部）			

※現在の委員は、前頁の認定農業者等の人数とは一致していません。

5 問い合わせ

農業委員会事務局（庁舎別館2階） 電話：64-0535